

工事費内訳書の取扱いについて

西予市では、入札に際して提出を求めている工事費内訳書について、次のとおり取り扱いますので、十分にご理解のうえ、入札に参加してください。

記

1 工事費内訳書の様式及び記載内容

様式は任意とし、市の設計図書の設計内訳書に対応したもので、記載内容は少なくとも工種(建築一式の場合は科目)までを記載した工事費内訳書を提出すること。

2 工事費内訳書の確認

(1) 工事費内訳書の提出を求めた入札において、工事費内訳書の提出がない場合又は提出された工事費内訳書が次のいずれかに該当する場合は、入札書を無効として、開札しないものとする。

ア 端数処理、値引、割引など積算の根拠が不明確となる項目が計上されている場合

イ 業者名又は工事名の記載がない場合

ウ 業者名又は工事名に記載誤りがあり、当該入札との同一性が判別できない場合(軽微な誤字、脱字等と認められる場合を除く)

エ 工事区分・工種(建築一式の場合は種目・科目)ごとの金額が記載されていない場合

オ 工事費内訳書内の内訳金額の計算に誤りがある場合

カ 工事費内訳書に押印がない場合(電子入札システムにより工事費内訳書が提出された場合を除く)

(2) 上記(1)アからカのほか、工事費内訳書の工事価格(税抜工事費計)の金額と入札書の金額が一致しない場合は、入札書を無効とする。

3 その他

市が工事費内訳書の参考様式を示した工事の場合、当該様式が複数のシートにより構成されていることがあるので、全てのシートに入力漏れがないよう十分に確認したうえで提出すること。